

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 7 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年茅ヶ崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項を 2 の項とし、4 の項を 3 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。